



「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査」業務についてのご案内

平成 24 年 11 月 20 日
株式会社ハウスジーメン

都市の低炭素化の促進を図り健全な発展に寄与することを目的とした「都市の低炭素化の促進に関する法律」（平成 24 年法律第 84 号）が、平成 24 年 9 月 5 日に公布され、平成 24 年 12 月上旬に施行されます。

当社は、上記法施行後より、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査および適合証発行業務を開始する予定となりましたのでご案内いたします。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定制度について

建築物の低炭素化に資する建築物の建築等をしようとする者は、低炭素化のための建築物の新築等に関する計画（低炭素建築物新築計画）を作成し、各所管行政庁へ認定申請することができます。この認定申請に先立ち、申請者は登録住宅性能評価機関等に於いて、事前に低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査を受けることが出来る場合があります。

上記の場合、所管行政庁に認定申請する前に審査機関に技術的審査を依頼し、認定基準に適合することを証する「適合証」の交付を受け、所管行政庁へ提出することになります。

2. 技術的審査業務の開始について

(1) 業務開始：平成 24 年 12 月 4 日予定

(2) 業務区域：日本全域

(3) 業務範囲：新築一戸建て住宅から開始

※詳細につきましては後日ホームページにてご案内する予定です。

3. お問い合わせ先

株式会社ハウスジーメン 技術審査室 TEL03-5408-8496